

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料率の改定

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの各段階の保険料率を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	保険料率	保険料率 (R3～R5)
第1段階 (割合()0.50) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額()の合計が80万円以下の者等	38,880円	38,340円
第2段階 (割合()0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等	48,600円	47,925円
第3段階 (割合()0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等	58,320円	57,510円
第4段階 (割合0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階から第3段階までに該当しない者等	68,040円	67,095円
第5段階 (割合1.00) 被保険者が住民税非課税で、第1段階から第4段階までに該当しない者等	77,760円	76,680円
第6段階 (割合1.125) 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	87,480円	86,265円
第7段階 (割合1.25) 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等	97,200円	95,850円
第8段階 (割合1.50) 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	116,640円	115,020円
第9段階 (割合1.65) 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	128,304円	126,522円
第10段階 (割合1.85) 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	143,856円	141,858円
第11段階 (割合2.30) 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	178,848円	176,364円
第12段階 (割合2.55) 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満で、第1段階から第11段階までに該当しない者等	198,288円	195,534円
第13段階 (割合2.80) 被保険者の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満で、第1段階から第12段階までに該当しない者等	217,728円	214,704円
第14段階 (割合3.10) 被保険者の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満で、第1段階から第13段階までに該当しない者等	241,056円	237,708円
第15段階 (割合3.40) 第1段階から第14段階までに該当しない者	264,384円	260,712円

基準額

割合...介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合（第1段階は同条第5項、第2段階は同条第6項及び第3段階は同条第7項に規定する減額賦課後の割合）

合計所得金額...地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）

2 第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に係る基準の改正

令和2年度税制改正において、税法上の特別控除として、低未利用地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされた。

当該改正を踏まえ、介護保険法施行令の一部改正(2.12.24公布、3.1.1一部施行)が行われたことに伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定する基準として用いる合計所得金額から控除する特別控除額に、租税特別措置法に規定する低未利用土地の長期譲渡所得に関する特別控除額を加える。

3 第1号被保険者の介護保険料に係る合計所得金額の算定方法の改正

平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとされた。

当該改正を踏まえ、介護保険料等について意図せざる影響や不利益が生じないように介護保険法施行令の一部改正(2.12.24公布、3.1.1、3.4.1一部施行)が行われたことに伴い、所得段階が第6段階から第14段階までの第1号被保険者についての介護保険料に係る合計所得金額の算定方法を、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には当該所得の合計額から10万円を控除することとする改正をする。

4 第1号被保険者に係る介護保険料軽減割合適用後の保険料率の改定

所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者についての介護保険料の軽減賦課に係る保険料率を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	軽減割合 保険料率	軽減割合 保険料率
第1段階(割合0.5) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の者	0.2 23,328円	0.2 23,004円
第2段階(割合0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の者	0.25 29,160円	0.25 28,755円
第3段階(割合0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円を超える者	0.05 54,432円	0.05 53,676円

5 その他

介護保険料に係る延滞金の端数等の取扱いについて改正する。

6 施行期日

本年4月1日